

AED貸出利用規約

【第1条 適用】

北良株式会社は、自社の所有する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を「AED貸出利用規約」（以下、「本規約」という。）に従い本サービスを提供します。

【第2条 遵守事項】

利用申込者は、AEDを人命の救助活動にのみ使用し、他目的に使用しないものとする。また、AEDは定められた機能の範囲内で使用し、機能の範囲外の使用をしないこと。

- 1 利用申込者が、本規約に違反し損害を与えた場合は、当社に対し、その損害を賠償すること。
- 2 利用申込者は、レンタル中の物品については善良な管理者として、これを使用保管する義務を負い、不当な方法で使用したり無断で他人に貸与、交付したりすることは出来ない。

【第3条 費用】

AEDの貸出料金は、無料とする。ただし宅配便等で貸出および返却を行う場合、貸出時の配送費用は当社が負担し、返却時の配送費用は利用申込者が負担する。

- 1 返却時において、AED本体の破損・滅失・ひどい汚れ等が確認された場合は、修復等に係る実費相当額を利用申込者は負担する。なお、費用の支払い方法・支払額については、別途当社が発行する請求通知に基づき支払うものとする。
- 2 電極パッド等の消耗品は、開封・未返却・試用・破損等があった場合は、その実費相当額を利用申込者は負担する。支払い方法は、別途当社が発行する請求通知に基づき支払うものとする。

【第4条 貸出条件】

AEDの貸出は、その利用場所が岩手県内で、かつ使用目的がスポーツや子ども会、町内会、福祉など主として営利目的ではないイベントの場合に限る。

- 1 AEDの貸出対象者は、岩手県に拠点を置く各種サークル、スポーツ団体、および非営利団体等とする。
- 2 AEDを使用するイベントや団体の活動内容、またAED貸出サービスの利用について、当社のホームページおよび公式SNS等で公開することに同意する。
- 3 本書に記載の内容について、予告なく変更する必要があることを利用申込者は了承したものとする。

【第5条 貸出利用手続き】

AEDの貸出を希望する者は本規約確認の上、当社ホームページ内にある申込フォームに、使用するイベントや活動の紹介文も含めた必要事項を記入し、利用日の7日前までに申請すること。なお申し込みがあった時点で、本規約に同意したものとみなす。

- 1 貸出期間は、利用申込者が申込フォームに記載した開始日から終了日までの期間とし、5日間を限度とする。
- 2 貸出申込み後、キャンセルまたは日程の変更等が発生した場合は速やかに連絡すること。
- 3 当社の貸出責任者と利用申込者はAEDの貸出時および返却時に、数量および動作等の点検確認を行うこと。
- 4 利用申込者は、AEDの借り受け後、現品の動作を確認し不備があれば、直ちに当社へ連絡する。なお、連絡がない場合は、正常に引渡が完了したものとする。
- 5 利用申込者は、AEDの借用期間中、付属の取扱説明書を読み、その内容を遵守すること。
- 6 貸出期間が終了したときは、利用申込者は、当社の指定する方法に従い速やかにAEDを返却するものとする。

【第6条 免責条項】

- 1 当社は、救命時に発生した損害等に関して一切の責任を負わないものとする。
- 2 運送会社による、配達遅れや、配達中に発生した故障によって生じた作業遅れ、またはそれに付随して発生した損害等に関して当社は一切の責任を負わないものとする。